

論点に関するこれまでの委員からの意見(案)

1. 過疎集落の再生・活性化の必要性は何か。また、国が関与すべき理由は何か。

(必要性について)

- 過疎集落を含む日本のムラは自然から必要なものを持続可能な形で取り出してくる「知的財産の宝庫」。自然はなくならないが、ムラがなくなれば知的財産は消失してしまう。この知的財産は身体的技法を伴う「技」であるため、文字や映像の情報が残るだけでは不十分である。
- 国土環境管理・ソーシャルキャピタルの保全や島嶼・離島については国境管理等の国土管理の観点から過疎集落の存続が必要ではないか。
- 伝統文化等の伝承保全、若者世代の新居住空間の創出、環境教育の観点から過疎集落の存続が必要ではないか。
- 過疎の問題は、過密の問題をどのように解決するかということと全く重なってくる。双方をうまく政策的につなぎ合わせて、人の流動も併せて行っていくことが必要。過疎集落と都市とをつなぐ取組が重要ではないか。
- 財政のトランスファーについて国民の合意を得るには、過疎集落の衰退指標だけではなく、役立っているという指標を示す必要があるのではないか。
- 過疎集落は困っているから助けてあげるということではなく、中山間地域がつぶれてしまったらどのような不利益が全国でおこってしまうのかということをきちんと説明するべき。
- 従来の過疎・中山間地域対策の都市との格差是正という都市軸のタテの考え方ではなく、都市との違いを活用した田園軸(ヨコ)を考え、集落から食料長期供給、二地域居住、自然体験、災害疎開などの分野で都市と協働することで、田園・都市軸の複合化で新たに国土の奥行きを創出するべきではないか。その際、医療、教育、情報といった不可欠な格差是正は行うべきである。
- ニュータウンの衰退の問題など、都市も「限界化」しており、ますます農村地域の限界化への対策を急がなくてはいけない。
- 輸出主体型の経済が限界を迎えている今こそ、地域の活性化により内需の拡大やヒト・カネの流動化を推進する必要があるのではないか。

(国の関与の理由について)

- 過疎の問題を今一度考え、個人が好きなライフスタイルを選択できるように保証するのは、ナショナルミニマム(国が国民に対して保障する最低限の生活水準)として国の責任ではないか。
- ナショナルミニマムを確保するのが、国の責務である。
 - ・ 都市部と過疎地域の生活における格差を是正する必要がある。
 - ・ 過疎地域に人がいる限り、最低限の生活を維持・保障する必要がある。
- 過疎地域は、「水や食料の供給」、「洪水などの自然災害の防止」、「森林によ

る地球温暖化防止」などの重要な役割を担うとともに、過疎地域には、豊かな自然や文化、歴史などが多く残され、こうした資源は、後世に引き継いでいかなければならない。

- ・都市部の人々を含め、国民全体が恩恵を受けている国民共有のものであり、引き続き地域に住み続け、守っていかなければならない。
- 都市から過疎地域への財政のトランスファーについては、最終的には政治が決めることであり、国民の合意を如何に結びつけるかというプロセスが重要である。スイスでも、山間地域における直接所得補償等の政策について当初は反対が多かったが、国土保全機能やツーリズムが大きな貢献をしていることを伝え、国民の合意を得たと聞いている。

国、県、市町村の関与のあり方は、どうあるべきか。

(役割分担)

- 県の行政職員は地域の実態を実は知らないということがある。国だけではなく、県や市町村も、行政がどこまで関与するのかというのは課題である。
- ナショナルミニマムの確保に向け生活環境を改善し、地域の自立に向けて住民の主体的、自主的な活動を推進するため、国（ナショナルミニマムの確保）だけの責任で進めるのではなく、都道府県（国と基礎自治体間のパイプ役）、市町村（地域住民の主体的、自主的な活動の推進）地域住民（地域づくりの主役）、民間（NPO、大学、企業 住民への支援・連携）すべての関わりが必要。

(関与のスタンス)

- コンパクトシティの論理は、ともすれば、「非効率」な集落を切り捨てということにもなりかねない。都市部は重要であるが、周辺地域との関係をきちんと考えないといけない。
- 国民の中でも生活レベルや、幸福観にはギャップがあることを認識する必要。
- 過疎の集落の居住者の割合は非常に小さく、圧倒的な少数派。自らが住む地域を自らつくっていきけるなど、都市の高齢者より幸せと思うこともある。集落のプラス面を改めて考える必要がある。
- 国から地方自治体への予算移転が進んだが、中心から周辺への予算再分配はなされておらず、中心から周辺への再分配を前提に施策を展開すべき。
- 全国一律でなければならない基本施策は別として、具体的な過疎地域振興施策は、財源と共に地方にゆだねてはどうか（地方分権の推進）。さらに、都道府県から市町村への分権を進める必要がある。（現場のことは可能な限り現場に近いところで担う。）そして、地域づくりにとって最も必要なことは、市町村から市民や市民団体に分権を進めること。（ハードインフラの整備は別として）
- 過疎地域（集落）を全国一律の基準で捉えるには無理があり、高齢年少人口率や生産年齢人口率等から消滅可能性や維持可能性に相違を認識した上で、過疎地域（集落）維持のための施策なのか、振興（再生を含む）のための施策なのかを明

確にして考えるべき。

- 集落の生活は、昔は普通だった生活。「問題」だから「解決」するのではなく、「取り戻すべき」という視点が重要ではないか。

(支援の方法)

- 支援策は、従来型のメニュー方式からの卒業し、地域住民による自己立案・自己選択・自己決定を最大限尊重する方式への転換を図るべき。
- 国全体の人口減少の中で、地域振興で人口を増やすとか、人口を維持することに関する施策は、むしろ無理な競争をさせてしまうのではないか。視点を少し変えていかなくてはならないのではないか。その地域に一番適当な人口、これが、計算式で示せるようなものを出してほしい。

2. 施策の対象範囲をどう考えるか。

対象とする過疎集落はどのような地域にある集落とするか。

また、施策によっては対象とする地域の範囲を広げることが必要なのではないか。

(新たな単位の必要性)

- 集落単位で自助努力を促すのは無理があるので、ネットワークに基づいた新たな地域単位が必要。
- 過疎の問題は多岐の分野にわたり、数多くの施策が講じられているが、どこかで束ねないといけない。また、その束ねた施策を活用する受け皿として、分野を横断したマネジメントができる新しい地域が必要。
- 統合前の小学校区や大字等の範囲で、集落を越えた新しい基礎的な地域コミュニティを創生すべきである。複数の集落、行政、NPO等を結ぶ、地域における新たな結節機能の導入が必要である。
- 集落機能は一の集落で自己完結するものではなく、そもそも色々なネットワークが形成されており、最も密度が高い所が集落というまとまりになっていると考えるべき。維持しなければいけない機能とその機能を担える方策を再検討する必要。

(新たな単位の範囲)

- 昭和の大合併後の市町村単位でも住民自治を行うには大きすぎ、明治の大合併後くらいの大きさが適当ではないか。また、地域の単位規模を決める際には人口規模ではなく、移動時間等を基準とするべきではないか。
- 基礎集落(地域)とは、日常的に顔を合わせられる範囲。基幹集落(地域)は、話したことはなくても見たことがあるという程度で、中学校区くらいではないか。合併を否定するわけではないが、今は昔と違い、基礎自治体=住民自治の基本単位ということではないのだろう。
- 適正なコミュニティの規模は、地域によっても異なると思われるが、概ね明治の大合併時の規模(概ね小学校区、基本的に歩いて移動ができる)ではないか。
- 移動時間20分が日常生活上1回の移動時間としては感覚的に限度ではないか。

3. 過疎集落の生活の安定のために当面講ずべき施策について

- ① 過疎集落の主たる産業である農林業の維持・継続のためにはどのような施策を講ずべきか。また、人口流出に伴い荒廃し、所有者が不明確となった農林地をどのように扱うか。

(農林業の維持・継続)

- 獣害については、その深刻さについて地域住民と都市住民の間にギャップがある。お互いのライフスタイルを認め合う建設的な議論が必要。
- 農林地等について、国全体で保全していく必要性について議論すべき。
- 元来、農林業に加えて臨時の現金収入で生計をたてていた地域である、過疎地域での多職の複合経営は必然ではないか。
- 根本的には、働く場の確保による地域内総生産の増大であり、農林漁業による生計維持可能な基盤づくり。(ワークシェアリングの概念も必要か。)
- 食料安全保障の視点からの農林漁業維持策(所得補償施策を含む)
※規模拡大のみによる効率化は、結果として人口減少をもたらす恐れがある。生産コスト中の労働コストを下げるために規模拡大が必要かもしれないが、それによって余剰になる労働力の行き先が課題となる。
- 農林家経営のあり方については、半農半Xという基本へ回帰すべき。ただし、ライフステージや新規参入かどうか(Iターンや専門的な農林業労働者か、年金世代か)により、どの収入が大きくなるかは違ってくる。
- 生活基盤としてのムラの強化と周囲の自然との関係性の回復を基礎として部分的に効率的な農林業生産が入るといった形式ではないか。
- アメリカですら農業を自由競争とはしておらず、EUの条件不利地域政策・共通農業政策などのように、農業・林業の公益的機能に配慮した公的支出が必要である。環境保全や農村社会への配慮を条件に所得保障すべき。
- 広域合併などにより不在村の実態が見えづらくなっているため情報の整備も早急に行わなければならない。

(土地の所有形態)

- 国土の不在地主化が急速に進んでおり、所有権・利用権を調整し、土地資源の総人有化(コモンズ的利用)を普及・一般化するため、「土地資源管理機構」による信託経営が必要ではないか。
- 所有権の問題が不在化・空洞化、担い手不足で家単位での利用管理が困難、多様な山や水源を共有で使うことが望ましいが家単位では難しいなどといった状況を踏まえて、森林について社会的所有という考えをとりいれるべきではないか。

- ② 過疎集落における生活の維持のために必要なサービスをどのように確保するか。自治体の中心部、基幹集落、基礎集落等との役割分担をどう考えるか。また、生活関連サービスへのアクセスの確保、サービス機能の集約化をどのように進めるか。施設の集約化と移動手段の改善とをいかに一体的に進めるか。

(拠点整備)

- 末端集落に通ずる道路が複数整備され、施設集約が成功した背景としては、
 - ・ 居住区域の中心になる位置が設定できたこと
 - ・ 末端集落に通ずる道路が複数整備されていたこと
 - ・ 旧哲西町住民の一体感（運命共同体意識）があったこと
- ネットワークや拠点整備については移動手段とセットで考えるべき
- 補助金による施設整備の場合、施設の所管が複数の省庁にまたがり、補助金手続（特に、共用部分にかかる関係部署ごとの按分調整）が煩瑣であること、各施設の補助率の相違、並びに補助残への起債対応の可否などの不便さがある。過疎地域に対する国の支援方法は、各省の補助金分を合算して自治体が自由に使える交付税に加算して配分して地方の判断にまかせ、一方、多額の投資を要するハード事業については過疎債等を充実して全て起債によることとしたらどうか？

(支援対象分野、支援方法)

- 集落で楽しんで生活するためには、公共交通機関の整備が必要。教育と医療と公共交通があれば、若者も高齢者も居住が可能。
- 地域の移動手段の整備は重要で、工夫できるのではないかと思うが、地域だけでは不可能。最終手段として、集落移転という手段もあるかもしれないが、現実的ではない。
- 移動手段の確保と医療環境の整備が喫緊の課題
- 過疎地域における人々の移動手段は極度に制約されていく状況にある。（公共交通分野は、都市と過疎地の格差の内で最大の格差。移動手段の確保は、過疎地における生存権を保障する大きな要素）
- 医療環境の整備
 - ・ 基幹集落（地域）が第1次医療サービス機能を分担
 - ・ 自治体もしくは定住圏構想中心地が第2次医療サービスを分担
 - ・ 大中都市圏が第3次医療サービスを分担
- 移動販売、移動サービス等の効率的、効果的なサービス提供の仕組みについては、効率性や採算性の観点からより広域的な取り組み（市町村単位、或いは広域行政単位）や、ノウハウ、資金、マンパワーの観点からNPOや企業等の民間活力の導入による仕組みが必要であり、広域市町村、民間・NPO、地域住民の大同団結による運営組織の構築が不可欠である。
- 移動販売、移動手段の確保など、中山間地域の過疎集落等の生活を維持していくため取り組みに対する、「ハード支援」などの規制緩和
- 生活基盤、情報通信、医療基盤など、緊急かつ広範囲で取り組まなければならない施策に対する交付制度の創設

③ 過疎集落に対するサービスの担い手をどのように構成するか。行政、コミュニ

ティ組織、NPO等の新たな公などが相互に連携しながらサービスを提供していく仕組みをどのように作っていくか。マネジメントの人材をどのように確保するか。JAや郵便局など既存の組織をいかに活用していくか。

- NPO等は行政の下請けにならない、対等な関係を保つことが重要
(人材育成)
- 地域の活力ある者をいかにサポートしていくか、いかに産業を育成するかが課題。
- 施策の実現のためには、マネジメントの人材とセット考えるべきである。
- 事業とかビジネスという、プロデューサー的な役回りを行う、地域マネジメントのマネージャーがいることで、地域でできることがまだたくさんあるのではないか。
- 地域活動は、第一線をリタイヤした層が軸になって担い、若者は働いて地域に財をもたらす。(短期的地域維持計画) 地域資源を活かしたビジネス(コミュニティービジネスを含む)の創出。(短・中期的計画) その上で、若者が住み続けることができる地域づくり(中期的計画) 人口が減少しても持続できる地域の創造(長期的計画)
- 地域のウチと地域のソトを繋ぐことができるヒトをいかに配置、展開できるかが重要だろう。過疎集落を支援するマンパワーについて大学もコミットしていかなければならないと思う。
- 昨今の若者には、所有欲より存在欲が旺盛になってきているのではないか。海外はこうした現象が前倒しで起きているのではないか。価値観の違いの問題とするのではなく、過疎地域における活動について、大学のカリキュラムへのとりこみや、本人のキャリアアップとして認識される仕組みが必要ではないか。ネットワークの形成のため、地元住民と外からの者をつなぐ地元の者の存在が重要である。

④ 高等教育など都市部に頼らざるをえないが故に、集落居住者にとって負担の大きいサービスを受けやすくする仕組みはあるか。

- 子育てに要する教育費のうち通学に要する部分の支援策が講じられないか。

⑤ エネルギー負荷・環境負荷をいかに軽減するか。

- 集落は、移動手段や暖房設備に関連して、石油依存度が最も高い。むしろだからこそ、トータルの効率性を踏まえ、先端地域として、エネルギーや環境などについて先進的な次世代モデルを構築できないか。
- 人口が中山間地域に還流することにより、CO2を大幅に削減できるのではないか。
- 中山間地域においても食料(米)の余剰生産力や、豊富な6~8齢級の林など、扶養可能人口は多い。また、CO2が固定しているこれらの林を伐採することで、CO2削減にも寄与。
- 耕作放棄地や竹林を適正管理することにより、成長量を高めてCO2吸収効果を増進できるのではないか。竹はチップ化・パウダー化することにより、苗床や家畜飼料・敷料として活用できる。

- 地域の民政・必要エネルギーは、技術を使い、太陽光、風力、バイオマスを活用した発電を導入してはどうか。農業用水と砂防ダムを活用して地元で水力発電ができないか

⑥ 都市とは異なる生活様式や生活の安定を図る上で、見直すべき既存制度、新たに講ずべき助成・誘導措置等はあるか。

- 新たな事業を展開する前の研究開発費を支援することはできないか。
- 公共交通手段が限られた地域に、地域密着型多機能移動サービスの創設を検討すべき（スクールバス、病院・施設の送迎車、路線バスや乗り合いタクシー、福祉有償運送、過疎地有償運送などの分野別の壁を取り払った輸送体系）
- 水道法の基準や水道事業（簡易水道等施設整備費国庫補助金）とは切り離し、地域の高齢者の生活を守るといった視点で、それぞれの地域の実情にあった、「個人や集落で管理する簡易な水道施設の整備」に対する助成制度の創設が必要。
- 集落や自治会等法人格を有しない団体などの有償運送が認められておらず、また、農協、商工会等地域の団体やNPO法人が実施する場合の運営協議会の同意が必要であり、規制緩和（道路運送法の改正）すべきではないか。有償ボランティアサービスの活動（車両購入、運営費用など）への支援制度の充実
- 中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業者参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にあることから、中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるよう、
 - ・ へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を創設
 - ・ 介護報酬の特別地域加算を大幅に引き上げるとともに、利用者の負担が増加しないよう、当該加算にかかる費用は全額公費負担とする
- 過疎集落では、人口減少や高齢化により、共同作業や冠婚葬祭などのコミュニティ活動が維持できず、市町村合併や財政状況の悪化により、行政が、これまでと同等の住民サービスが提供できないことから、組織づくりや仕組みづくりに対するハード、ソフト両面からの支援制度及び外部の人材導入や人材育成など「人」のに関する経費への支援制度の創設。「新たな公」として、自治組織等が行政サービスの補完（業務委託等）を行えるような特例措置の創設。
- ソフト事業の取り組みを補完する道路基盤づくり
 - ・ 地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）の市町村道メニューの追加（移動販売、移動サービス、集落連携、自治組織運営などの仕組みづくりを支える基盤整備）
 - ・ 地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）の県道版の創設
 - ・ 地域の実情にあった道路規格（過疎地区用の創設）：道路幅員 W = 4.0 m 以下の車道
- 情報基盤整備について、中山間地域では、採算面から民間による整備が進まない。市町村主導で整備せざるを得ないが、こういった中山間地域の自治体は財政基盤が脆弱であり、更に財政を圧迫することになることから、
 - ・ 市町村の負担軽減のため、補助事業の補助率の拡大

- ・ 運営経費について、特別交付税に算入するなど、必要な財政措置
- 砂防関連事業の採択基準の緩和
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準のうち、対象戸数の引き下げ
 - ・ 急傾斜地崩壊対策事業の高齢者（＝災害時要援護者）に対する受益者負担金の減免措置
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早急に行うため、基礎調査費の補助事業の継続、補助率の引き下げ、裏負担への起債充当。
- 国職員を市町村などへ長期派遣ができる制度の設立（人材育成研修も兼ねる）
- 中山間 JICA（青年郷づくり協力隊）を創設・養成し、全国の中山間地域の郷に配置してはどうか。
- 人材育成の観点から、若者の過疎地域における活動について、大学のカリキュラムへのとりこみや、本人のキャリアアップとして認識される仕組みが必要ではないか。

4. 中期的な視点に立って過疎集落を含む中山間地等の経済発展の可能性について

- 地域の経済発展の可能性には、①拠点となる場所・施設・組織 ②人材を支えるしくみ ③お金が回るしくみ が必要ではないか。

① 地域の生産物等を活用した新たな6次産業等の創出のためには、どのような施策が必要か。どのようなビジネスモデルが創出できるか。

- 過疎の問題について、企業のCSRは重要であるし、期待されることも多いが、特に不況では企業のCSRは限定的にならざるをえないため、本質的にはビジネスが過疎集落と関われる仕組みが必要ではないか。
- 地域を守っていくためには、外からいろんな仕事を持ってくるのは難しく、内発の、そこで特徴あると思えるようなものを作り出していくことが重要。そのため結果として失敗することもありうべしという研究開発にも支援を行うべきではないか。
- 山林などの地域資産を束ねる機能を構築し、作業の集団化から経営の集団化へと発展させるべき。
- 民間から積極的に資金調達し、地域アセットマネジメントを最適化すべき
- マーケティングの自前化と統合、地域ぐるみでライフスタイルを提案、地域ファン（見込み顧客）の確保とコミュニケーションなどにより、マーケティング機能を構築すべき。
- やる気と能力のある人材の発掘と育生や廃校などの遊休資産を活用したインキュベーション（挑戦機会の提供）など、人事機能を構築すべき。

② 地域産品のブランド化による活性化の可能性と限界をどのように考えるか。また、ブランドビジネスの成功にはどのようなことが必要か。

- 地域特産品だけではなく、景観、文化なども含めて地域個性形成としての地域ブランドが重要ではないか。（「ユズを売る前にムラを売れ」という馬路村）
- 村並保存のため、河川の法面緑化について近自然工法河川管理が導入され始めているが、効率性の観点から他の地域の植物を植えてしまっている場合もあり、地域の植生分析を行った上で、地元の植物を使うべき。
- 海外で高い学歴や専門能力をもった者が中山間地域への移住や定住が進んでいる背景には、海外における都市環境の質が低かったことや、そもそも上流階級の意識の違いがあるのではないか。

③ エコツアーなど新たな観光ビジネスの展開には何が必要か。

- 事業者の担当者に若年層が多いため、中高年向けのプログラムの開発が遅れている。
- プロの自然学校とアマの自然学校は両方あってよく、それぞれが役割を分け合うことでより多くの者が自然学校に参加できるのではないか。
- 交流人口を増加させることで、定住人口の増加や地域経済への波及効果が期待で

きるのではないか。

- エコツーリズムは、諸外国では自然観光であるが、日本では地域づくりのことである。エコツーリズムにより、来訪者の存在が地域への誇りを生み、子どもの教育に役に立つ。プログラムにより、新たな生きがいを創出して人づくりや人材発掘につながる。都市交流・地場産業の増加により地域の活性化に資する。
- 農村漁村においては、住民がまずガイドを始めてみてはどうか。当初、ガイド専業はまずありえず、半農業、半林業、半会社員等の形態で地元住民自らが実施できるのではないか。
- 大手の事業者には特に支援等は必要ないという声もあるが、中々市場に出て行けない団体には支援が必要。規制については、駅からフィールドまでの送迎しようとする道道路運送法、食事には食品衛生法、茅葺きの家には消防法、どぶろく醸造には酒税法、夜間や早朝労働には労働基準法など、障害となっている場合がある。
- 大学と連携はしているが、自分たちで仕組みをつくらないといけないと考える若者も増えてきているのではないか。
- 冬場は、確かにエコツーリズムの客は減るが、プログラムの工夫次第で客は呼び込むことが可能であるし、人材育成の観点からは重要な時期。
- エコツーリズムの事業者はIターンが多かったが、地元の住民自らがやることも多くなっている。優秀な人材が増加してきているように思うが、これらの者をどうやって育成・評価していくかが重要である。
- ヒト、団体、プログラム、地域の4つの質について認証することが考えられる。プログラムについては評価が比較的容易だが、残りの3つについては難しく、まずは技能や知識といった客観的な基準で検討している。

④ 国産材と外国産材の価格差の縮小による林業ビジネスの可能性をどのように考えるべきか。

- 山林の集約化・流動化による効率的な森林経営の実現のため、
 - ・ 境界の明確化（公図混乱地域は、隣接者の特定も難しい）
 - ・ 森林データの整備と公開（植栽樹種、林齢、面積、蓄積など、森林評価に必要な基礎情報の精度向上が望まれる。
- 植林や保育関係の労働力の維持が困難であり、道路整備等により労働強度の軽減を図るなど、林業労働力の確保と育生に努めるべき。

⑤ 地域の林業の振興のために過疎地域ではどのような施策が必要か。また、住宅産業など川下の対策としてどのようなことが必要か。

- 林業については、近くの木で家を造る運動のような地産地消の製材品利用（寿司）と最近とみに利用が拡大している集成材・合板の部門（ツナ缶）とは、区別して議論する必要がある。
- 林業振興といっても、林業労働をして得る所得と、木材を販売して得る所得とは全く別問題である。
- 間伐は機械化が進み、若年労働者層もいるが、植林や下刈りといった作業は高齢

者に依存している実態があり、かい伐や保育作業の人手の確保に将来不安がある。

- 不在地主の増加については懸念もあるようだが、力のある林業経営主体に経営部分を任せて、森林の所有者は必ずしも居住する必要はないと考える。
- 立木成長力、道路整備の難易度等を基準にしたメリハリのある森林ゾーニングにより、林業経営が可能な区域を明確化するべき。
- 生産目標に合わせた自社で育苗した造林苗木に対する補助、植林から伐採までのコストダウンを促進する助成など、森林経営体の創意工夫を促す助成制度への転換を図ってはどうか。
- 国有林・公有林の枠にとらわれない地域として、最善の路網整備や森林施行の集約化を図ってはどうか。
- 林業が生業として成立することにより、森林のもつ公益的機能が向上し、山村の活性化にもつながるのではないか。
- 森林情報の一元化と土地利用計画の整備が必要であり、個人情報収集と所有権の制限を伴いかねない以上、公的機関が整備するべき。
- 林業計画の策定、コンサルタント機能など、収益性を向上させる仕組みが必要。（長期施業委託、森林経営ファンド等）
- 実際の作業部隊として、森林組合、林業事業主体、土木事業者の参入が考えられる。
- 大手住宅メーカーを川下とする大規模生産・製材についてのマーケティング（「シーチキン」）は経済合理性をめぐり自然と推進されるが、木材の地産地消、地場の大工・工務店等についてのマーケティング（「お寿司屋さん」）については、地域の林業・環境・生活のあり方を考える上は目配りが必要。
- 住宅瑕疵担保理工法の仕組みについて、保証金の供託は大手に有利であるとともに、保険の適用条件は、人口乾燥やエンジニアリングウッドが基準となっており、伝統的な家造りの復活には障害になりうるので弾力的な仕組みとすべき。
- 生産性の追求と公益的機能の発揮の区分した土地の計画的利用が必要ではないか。
- 専門家ではない一般の者でもできる「軽い」林業を実現するための林業労働の条件整備が重要ではないか。
- 「軽い」林業は、ペレット工場など軽い林業を受け止めてくれる設備があるところでないとうまくいっていかない。
- 建設業が林業の分野と一緒に事業ができないか。
- 課題は、保有機械のサイズや機能の適応性、作業員の教育訓練が足りない場合がある。ここをしっかりとすることで建設業者の林業進出は可能ではないか。
- 建設業者の林業進出については、建設業者の傾斜地での作業に対する適応力や造林や下刈りといった作業への進出意向があるかどうかを課題ではないか。
- 所有権の問題が不在化・空洞化、担い手不足で家単位での利用管理が困難、多様な山や水源を共有で使うことが望ましいが家単位では難しいなどといった状況を踏まえて、森林について社会的所有という考えをとりいれるべきではないか。国土計画上の基本単位として森林や農地を管理するまとまりをつくっていくことが

集落にとって必要。また、森林情報等のGISを整備すべきではないか。

- 薪炭林を活かすため、薪炭林としての位置づけをはっきりとさせ20～30年で伐採すること、薪炭林とセットで工場などの設備投資を行っていくことが必要。
- 現地におけるライフスタイルを含めて提案していかなければならない。その後にビジネスモデルがついてくる。木工と住宅製材などを合わせて、どう地域に構築していくかによって良くなるのではないか。
- 山林については、社会的所有という考え方でどこがどのように所有していくのが非常に大切。たとえば1つの財産区という形で所有がまとまると境界の確定の問題も解決する。自治体の国土調査を山林部から行うという形にできないか。
- 自治体が長期間預かってくれるのであれば喜んで預けますという森林所有者が相当でてきている。一方で比較的山林の面積がかたまっている所有者は今でも一生懸命にやっている。そういう方は家業としての林業が収入の一部を支えるものとなっている。
- 都市部の自治体に山林を所有してもらおうということも可能である、山林を用材としてだけではなく、特に都市部からのくつろぎの場としての森林のニーズも見直すべきではないか。
- 林地の近くで小規模で林業経営を行っている経営主体からは、都市部までマーケティングをすることも必要ではないか。
- 大規模化し木材生産を効率的に行う均質大量生産の分野と、多品種少量生産などの分野も同時にのばしていかなければ、流れに乗れないところが出てきてしまう。
- まとめると、以下のとおりではないか。
 - ・ 資金の問題：資金が山村森林に投入される仕組みをつくること
 - ・ 経営の問題：企業的な観点からの複業化（林業と建設業）やライフスタイルの視点からの複業化（農家林家）との両方を考える必要がある。また、マーケティングの基盤をつくっていく。
 - ・ ソフトなインフラ整備：地籍調査を推進する必要がある。